

# 平成23年成人式



「成人の日」の前日の1月9日(日)、南部コミュニティセンターにおいて榛東村成人式が開催されました。成人を祝うような青空の下、出席者の皆さんは、友人や恩師との再会を喜びあっていました。

今年、成人を迎えたのは、平成2年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた218人。

139人が出席した式典では、主催者である村長のあいさつのほか、来賓者から祝辞があり、新成人代表の湯浅直起さん(6区)からお礼の言葉が述べられました。

また、中学校時代の恩師から新成人たちへメッセージが贈られたほか、記念演奏では、榛東ふるさと太鼓が登場し、勇壮な曲を披露。新成人としての新たな門出を祝福しました。



## 祝 成人おめでとう

### 新成人代表の言葉

湯浅 直起さん

厳寒の候、本日は、私たちのためにこのような盛大な式典を催していただき、誠にありがとうございます。

新成人一同を代表いたしまして厚くお礼申し上げます。

また、本日の私たちの新たな門出に際し、お忙しい中、お越しくださった村長様をはじめ、ご来賓の皆さま、誠にありがとうございます。多くの貴重な励ましのお言葉を賜りまして、とても身に染みる次第でございます。皆さまからのお言葉の一つひとつが、新成人としての自覚をいよいよ呼び起こし、私たちの胸に深く響きました。今までの20年間、私たちは多く



のひとの出会いを経験し、その全てが、今日の私たちの成長の糧となりました。

私たちは今日から、いよいよ成人として社会の一員となります。

私たち一人ひとりには、大きな責任を担うこととなりますが、決して臆することなく、この混迷の現代にあっても、自己の研鑽を重ね、明日を生きる力を蓄えて歩んで参りたいと思います。

本日の式典にあたり、私たちの成長を常に見守り、支えてくださった両親や家族、恩師の方々、地域の方々、式典の開催にご尽力いただきました、榛東村の関係者の皆さまに今一度厚く感謝申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。



# 確定申告はお早めに

所得税は、税法に従って自ら自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するということ申告納税制度を採用しています。申告をしなければならぬ人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければならぬこととなります。確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

## 所得税の「確定申告」

平成22年分の所得税の確定申告をしなければならぬのは、事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方、給与所得者の方で平成22年中の給与の収入金額が2千万円を超える方や給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方などです。

## 所得税が還付されることもあります

確定申告をしなくて良い場合でも、次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

- ・給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ・給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方

・予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

確定申告書は、確定申告の期間（平成23年2月16日～3月15日）中に提出することになっています。還付申告ができる方は、この期間にかかわらず、源泉徴収された年または予定納税額を納付した翌年の1月以降なら、いつでも提出することができます。

確定申告の期間は申告会場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告書を提出される方は、ご自分で記入し、お早めに郵送などにより提出してください。

なお、還付金の支払いまでには、ある程度の期間がかかります。また、還付金の受け取りには預貯金口座への振り込みをご利用いただくのが便利です。

## 自宅のパソコンで申告書が作成できます

国税庁のホームページでは、パソコンで確定申告書・青色決算

書・収支内訳書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を提供しています。

これは、インターネットに接続したパソコンで入力画面のガイダンスに従って必要項目を入力し、カラープリンタで印刷することにより申告書が簡単に作成できます。作成した申告書は、添付書類とともに、そのまま郵送などで税務署に提出することができますので、ぜひご利用ください。

## 納税は期限内に

平成22年分の確定申告による所得税の納期限は、平成23年3月15日（火）です。また、振替納税をすでに利用されている方は、口座振替日の2～3日前までに指定された預貯金口座の残高の確認をお願いいたします。振替納税をまだ利用されていない方は、納税のための手間が省け、うっかり納税期限を忘れてしまうことのない振替納税が大変



便利です。ぜひご利用ください。

## にせ税理士にご注意を

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続などを税理士に依頼する方が多いと思いますが、その際には、法律により税理士業務を行うことができる方に依頼してください。

納税者からの依頼による①税務代理②税務書類の作成③税務相談は、税理士など法律により税理士業務を行える方にしかできないことになっています。

ところがこの時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼する方が多いことに便乗して、税理士業務を行えない人が申告書の作成などを行っている場合があります。

このようないわゆる「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した人に迷惑をかける結果となることが多いので、くれぐれもご注意ください。

### 確定申告に関する情報

税務署で配布される「確定申告に関する手引き」やパンフレットのほか、国税庁ホームページなどでもさまざまな情報が提供されています。

#### ◆国税庁ホームページ

「確定申告等情報」コーナーに、画面に基づいて必要項目を入力することにより所得税の確定申告書が簡単に作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」のほか、確定申告に多いお問い合わせ事項をまとめたQ&Aや、各種申告書、計算書、説明書などを掲載しています。

#### ◆タックスアンサー

税金に関する疑問について、コンピュータがインターネット・電話音声・ファクシミリでお答えします。

#### 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>